

令和3年 4月 1日

学校いじめ防止基本方針

野田市立北部中学校

1 基本理念

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

『いじめは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。』と定義する。

(2) いじめ防止対策の基本的な方針

いじめの問題への対応は、本校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、保護者及び関係機関、地域の力も積極的に取り込み連携を図ることが必要である。

いじめを背景として、教育を受ける権利の侵害や児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事のないよう未然防止に向け取り組むことを旨として、いじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ防止等の対策を行う。

(3) 生徒の責務

すべての生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。

そのために、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめに関する理解を深めなければならない。

(4) 学校及び教職員の責務

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

生徒の生きる力と自分と他者の命を大切にする心を育むとともに、心豊かで安全・安心な学校づくりに取り組まなくてはならない。

在籍する生徒等がいじめを受けているときは、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、全力でいじめられている生徒を守らねばならない。また、対応に当たり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明は行わない。

2 組織

(1) いじめ防止対策の組織

総括―校長	渉外―教頭	調整―教務主任，生徒指導主任
指導―生徒指導主任，学年主任，人権教育担当	支援―養護教諭，スクールカウンセラー	指導記録―学級担任
道徳指導―道徳推進教員	監査―学校評議員	
学級担任，副担任		

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割。

③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

④ いじめの事案の組織的対応の核としての役割。

(3) 会議の開催

① 学期に2回の定例会（含「いじめアンケート」結果の報告）の開催。

② いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開催する。

(4) いじめ防止対策の組織の構成 (○…担当 △…事案により担当)

	学校いじめ防止基本方針の策定	日常的な協議等	いじめの疑いの時の緊急会議	重大事態の調査組織
校 長	○		○	○
教 頭	○	○	○	○
生徒指導主任	○	○	○	○
教 務 主 任	○		△	
学 年 主 任	○		○ (当該)	○ (当該)
学年生徒指導担当	○	○	○ (当該)	○ (当該)
教育相談担当	○	○	△	
情報教育担当	○			
人権教育担当	○	○		
養 護 教 諭	○	○	○	
スクールカウンセラー	○		○	
保 護 者 代 表	○			○
警 察	○			
学 校 医	○			
その他専門家	○			
担 任			○	○
関 係 職 員			○	○
部 活 動 顧 問			△	
生 徒 代 表	※事前意見聴取			
野田市スクール カウンセラー				○
野田市児童家庭課 民生委員等				○

3 いじめの未然防止について

- (1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土の確立
→ 学級経営の充実、生徒会活動（自治活動）の育成
- (2) いじめに向かわない生徒を育てる指導実践と人権教育の充実
- (3) 教職員の指導力とモラルの向上に努める研修実践
- (4) いじめに向かわせないための学校で取り組むべき課題把握
- (5) 生徒個々に自己有用感をもたせる指導実践
- (6) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の実践
- (7) 道德教育の組織的な指導計画の作成
- (8) 新たな形で現れるいじめの実態に関する情報収集と指導（含インターネットに関連したいじめ）
- (9) メディアリテラシーに関する教職員研修及び生徒・保護者を対象とした講演会等の実施
- (10) 生徒の自発的な活動実践へ向けた指導
（「いのちを大切に作るキャンペーン」等の活用、生徒会による運営）
- (11) その他（職員の配置）
 - ① 学級担任
 - ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
 - ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。
 - ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。日頃より、いじめについて相談することや通報することの重要性を生徒に説く。
 - ・ 一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進める。
 - ・ 過度の競争意識や勝利至上主義等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発する可能性をはらむことを常に考え、各教育活動にあたる。
 - ② 養護教諭
 - ・ 教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
 - ・ 学校医やスクールカウンセラー等との連携。
 - ・ 保健室を利用する生徒からの声を大切にする。
 - ③ 生徒指導主任（生徒指導部会）
 - ・ 学校全体で生徒間の暴力や暴言を徹底して排除する。
 - ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で情報を共有できるようにする。
 - ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
 - ・ 校内のモラルアップ委員会主催の研修を推進する。
 - ④ 校長・教頭
 - ・ 日常の教育活動において、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
 - ・ 学校の教育活動全体を通じた道德教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
 - ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
 - ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（生徒会による「いじめ撲滅の宣言」や「相談箱の設置」など）。

4 いじめの早期発見について

- (1) 全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」を年2回実施する
 - ① 第1回「いじめ実態調査」実施（6月）
第1回「いじめ実態調査」の追跡調査（9月）
認知された件に関する継続支援状況の確認（通年）
 - ② 第2回「いじめ実態調査」実施（11月）
第2回「いじめ実態調査」の追跡調査（1月）
認知された件に関する継続支援状況の確認（通年）
- (2) 教育相談期間を実施する
全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」後、年2回実施する
第1回 7月～8月
第2回 11月～12月
- (3) 家庭、地域との連携し、情報の共有化を図る
 - ① 家庭との連携
学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。また、いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談するように啓発する。相談、情報共有は電話連絡で行う。
 - ② PTAや地域との連携
地域との連携を図るため、学校基本方針等について地域に周知し理解を得る。日頃より情報を共有しやすい関係を築き、いじめ問題について協議するような機会を設ける。
 - ③ 学校評議員との連携
学校評議員会において「学校いじめ防止基本方針」について触れ、いじめ防止へ向け協力を図る。
 - ④ 北育連、民生委員との連絡会
- (4) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する
- (5) その他（職員の配慮事項）
 - ① 学級担任
 - ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - ・ 休み時間や放課後の生徒との雑談や生活記録ノートを活用し、交友関係や悩みを把握する。
 - ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
 - ② 養護教諭
 - ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く
 - ③ 生徒指導主任（生徒指導部会）
 - ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む（アンケートにはインターネットを通じたいじめについての質問事項を設ける。）
 - ・ 調査実施の前後に加害生徒から被害生徒への圧力が予想される。実施の際には、無記名制を取り入れ、休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。
 - ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する

④校長・教頭

- ・児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

5 いじめの相談・通報の体制について

- (1) 日常的に生徒との教育相談を進める学校内組織として学年内、生徒指導部会と相談して進める相談体制を整備して、教育相談の充実を図る

- ① 校内相談体制を整備する
- ② 教育相談期間を設置する
- ③ 相談室・個別対応教室を整備する
- ④ 保護者自由参観及び相談を日常化する
- ⑤ 教育相談箱を設置する

- (2) 学校の相談窓口、野田市の「ひばり教育相談」を含めた県内の相談窓口について周知する。

- ① 学校の相談窓口担当者（養護教諭，教育相談担当者，スクールカウンセラー）
- ② ひばり教育相談 TEL04(7125)8088
- ③ 学校・野田市以外の主な相談窓口
 - ・24時間子供SOSダイヤル TEL0120(0)78310
 - ・県子どもと親のサポートセンター TEL0120(415)446
 - ・千葉いのちの電話 TEL043(227)3900
 - ・ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター) TEL0120(783)497
 - ・非行・犯罪被害などに関すること TEL0120(783)497
 - ・児童相談所全国共通ダイヤル TEL189
 - ・千葉県子ども家庭110番 TEL043(252)1152
 - ・子どもの人権110番 TEL0120(007)110

- (3) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する

6 いじめを認知した場合の対応について

- (1) 情報を収集する（学級担任・養護教諭等）

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- ② 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ③ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ④ その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ⑤ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う
- ⑥ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ⑦ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ⑧ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

(2) 支援・指導体制を整える（事案に応じた組織編成）

- ① 正確な実態把握に基づいて支援・指導体制を組み方を決定する。
 - ・ いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
 - ・ その保護者への対応
 - ・ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- ② ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。
- ③ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 現状を常に把握し、随時、支援・指導体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

7 いじめの指導について

(1) 生徒への支援・指導を行う

「組織」で決定した支援・指導体制に基づき、支援・指導を行う

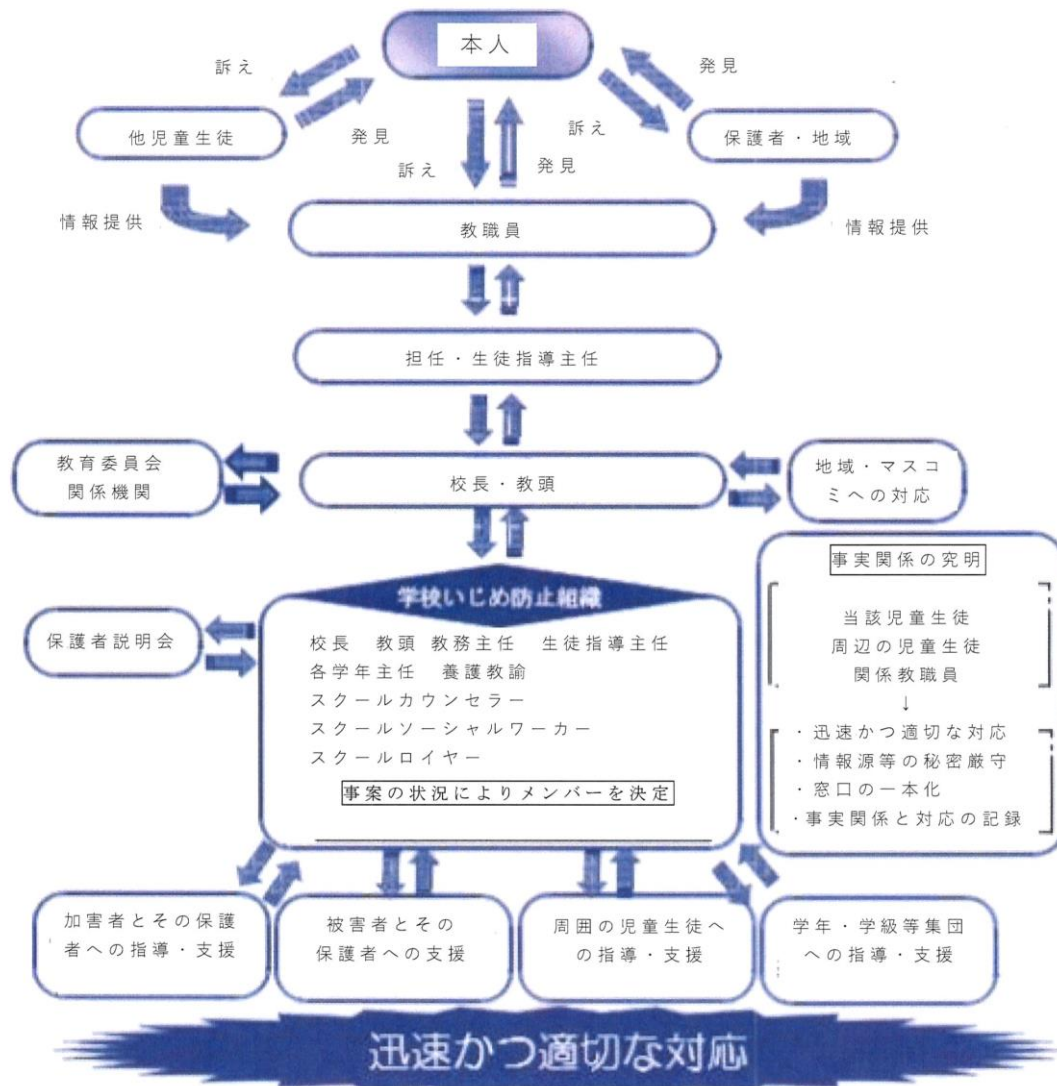
- ① いじめられた生徒に対応する教員
 - ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
 - ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる
 - ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② いじめた児童生徒に対応する教員
 - ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また被害生徒や通報者に圧力をかけることがないように、継続した指導、観察を行う。
 - ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
 - ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
 - ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
 - ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。
- ③ 学級担任等
 - ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
 - ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
 - ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④ 組織
 - ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
 - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
 - ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(2) 保護者と連携を図る（学級担任を含む複数の教員）

つながりのある教職員を中心に、即日関係児童生徒の家庭訪問を行う

- ① 家庭訪問（加害、被害ともまた、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ② いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ③ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

<いじめ発生の報告>



8 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき（自殺の企図、重大障害、金品の重大な被害、精神性の疾患等）
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき（30日が目安、一定期間連続して欠席した場合も）
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

(2) 重大事態の対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課長へ速やかに報告する。電話での一報後、改めて文書により報告する。
（野田市役所代表番号：Tel 04-7125-1111）
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 必要に応じて、警察等関係機関にためらわず通報し、連携を図る。
- ④ 組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥ 調査結果を、教育委員会指導課長に報告する。

9 公表・点検・評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- ① いじめ防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- ② 基本方針は、学校ホームページで公表する。

(2) いじめについての取り組みについて

- ① 学校評価を活用し、いじめ防止の取り組みについて、生徒、教職員、保護者が評価する。
- ② 評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。
- ③ 評価結果を公開し、生徒、保護者、地域へ周知する。
- ④ 評価結果により、基本方針の見直しが必要（いじめの取り組みへの評価が低い等）があれば、見直す。

10 年間指導計画

	教育委員会及び施策等に係る事項	学校行事	道徳
4月	○校務分掌会議(生徒指導部会) ○いのちを大切にするキャンペーン(～夏季休業前) ○ひばり教育相談の派遣・研修会 ○野田市新規採用教職員研修会	保護者会 PTA総会 家庭確認	学年ごとに共通の題材を計画し取り組む
5月	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ○いじめ調査(県独自) ○野教研生徒指導部会 ○小・中学生指導推進研究協議会(県) ○第1回学校警察連絡協議会(小・中)	生徒総会	学年ごとに共通の題材を計画し取り組む
6月	○第1回保護司学校連絡会 ○第1回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」 ○生徒指導中・高連絡協議会(県) ○第2回学校警察連絡協議会(小・中・高)	三世代交流会 「いじめアンケート」 教育相談	学年ごとに共通の題材を計画し取り組む
7月	○「夏季休業における児童生徒の指導」 ○野田市教育相談研修会 ○学校人権教育指導者養成講座 ○教育相談連絡会(スクールカウンセラー研修会)	保護者会 北育連 民生委員との連絡会 学校アンケート 教育相談	学年ごとに共通の題材を計画し取り組む
8月	○野教研生徒指導部会 ○教頭・教務主任合同研修会 ○教員実践教育相談 ○野田市情報モラル指導者研修会		道徳に関する職員研修
9月	○生徒指導主任連絡会(中) ○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問(聞き取り)	学校評議員会議	学年ごとに共通の題材を計画し取り組む
10月	○生徒指導主任連絡会(中) ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問(聞き取り)	「いじめアンケート」 教育相談	学年ごとに共通の題材を計画し取り組む
11月	○生徒指導主任連絡会(中) ○第2回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」		学年ごとに共通の題材を計画し取り組む
12月	○第3回学校警察連絡協議会(小・中・高) ○「冬季休業における児童生徒の指導」 ○教育相談連絡会(スクールカウンセラー研修会)	学校自由参観 保護者会	学年ごとに共通の題材を計画し取り組む
1月	○生徒指導主任連絡会(中) ○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問(聞き取り)		学年ごとに共通の題材を計画し取り組む
2月	○生徒指導主任連絡会(中) ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問(聞き取り) ○第2回保護司学校連絡会 ○「業期及び学年末学年始児童生徒の指導」	学校アンケート 北育連	学年ごとに共通の題材を計画し取り組む
3月	○生徒指導主任連絡会(小・中) ○校務分掌会議(生徒指導部会) ○「いじめ実態調査」最終報告(聞き取り) ○教員実践教育相談	学校評議員会議 学校評価委員会	学年ごとに共通の題材を計画し取り組む